

第3回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和5年8月25日（金） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 2 号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第 16 号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第 17 号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第 18 号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第 19 号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第 20 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第 21 号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第 10 | 議第 22 号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第 11 | 議第 23 号 | 農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

黒木 義弘、鴻巣 明久、川上 富之、野尻 真人、白畑 功詞、田村 信彦、陣出 通子、大面 正紀、東野 満浩、丸山 浩一、森田 高見、垣内 常宏、辻 直司、小井戸 寿尚、牛丸 和久、平井 浩成

○本日会議に欠席した委員

上堀 昌也、清水 直喜、田中 君代

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、農地主事：森真哉、書記：三野島孝、小洞雅喜、畜産課長：松井ゆう子、農地相談員：木戸脇良昭

職務代理

ただいまより第27回高山市農業委員会を開催いたします。

本日、議席番号2番の上堀昌也委員、議席番号5番の清水直喜委員、議席番号14番の田中君代委員より欠席報告を受けています。

本日の出席委員は、19名中16名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

会長

改めまして皆様こんにちは。日がだんだん長くなって涼しくなるかなと思ったら、まだまだ暑い日が続いています。私も医者からは、とにかく体調を崩さないようにと言われていています。自分もこの暑さに負けないように規則正しい生活を送って欲しいとかって言われるんですけど、私にとっては一番難しい問題だなと思ってるんですが、先ほど牛丸印に聞きましたら国府では今日から稲刈りが始まったそうです。いつも8月のうちに始まるんですが、この暑い中チャーム付きのコンバインの人はいいかもしれないけど、外出も見送る人は大変なことだなというようなことを思っております。

先日、県の農業会議で表彰をしていただきました。これは年金の加入の件で、今日お配りしてある紙の中に農業委員会活動優良表彰の記載があり、そこで2番目の農業者年金表彰、新規加入ということで7位、20歳から39歳までで3位ということでした。

岐阜県は、一農業委員会一目標という目標があります。高山市は農業者年金の推進ということを目指しております。何とか皆さん

もいろんなところでお声がけをしていただきたいと思いますし、年金のことをJA マガジンの特集でやってもらえとかお願いをしています。普通の年金以外に別に掛けた年金があるとこれは助かるなど言うことを感じますので、何とか年金の推進を進めていきたいと思っています。今日、協議会の後に研修会をちょっと入れさせてもらってるんですが、それについては事務局の方からお話があると思いますが、ちょっと長くなると思いますので総会、協議会につきましては皆様のご協力をお願い申し上げまして本日の挨拶にさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。

議席番号 7番 白畑功嗣委員と8番 田村信彦委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第2号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明を願ひます。

森 農地主事	<p>今回は6法人について報告します。</p> <p>農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、</p> <p>①法人形態 ②事業要件 ③構成員要件 ④役員要件</p> <p>について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。 (各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)</p> <p>以上1件について報告いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第4 議第16号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
三 野 島 書 記	<p>今回は、10件の上程です。</p> <p>それでは農地法3条の申請の説明に移ります。</p> <p>はじめに議案の訂正をさせていただきます。合計面積について、田 7,617.70 m²、畑 2,762 m²、合計 10,379.70 m²に訂正をお願いします。</p> <p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)</p> <p>以上、10件 田 畑 12筆 10,379.70 m²についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第17号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三野島 今回は、4件の上程です。

書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、4件 田畑16筆 3,263.61㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第18号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三野島書記 今回は、10件の上程です。
当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、10件 田 畑 14筆 6,874.91㎡についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

丸山委員 10番の案件は、議案の地目は畑となっているが、写真を見ると田である。どのような状況なのか。

三野島書記 議案の地目は登記簿の地目を優先しているため、現状が田であっても、議案の地目が畑となることがあります。

職務代理 5条の9番と3条の6番は同一人物と思われるが、名の文字が相違している。どちらが正しいのか。

三野島書記 5条が正しい文字です。3条については訂正させていただきます。

議長 その他、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第19号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

三野島
書記

今回は、3件の上程です。

(案件について、計画の変更内容を説明)

以上3件について、ご審議をお願いします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第20号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小洞
書記

本日は1件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田畑3筆 7,437.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第9 議第21号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 本日は1件についての上程です。
書 記 農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づ
き田 畑 現況農地の土地等 1筆 915.00 m²について、新規賃
貸借権を設定するものです。
以上ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

白 畑 委員 利用権の存続期間について、説明の中で10年とのことだったが、議案書では9年となっている。どちらが正しいのか。

小 洞 書記 正確には9年半の存続期間で、説明では10作の意味で説明をしま
しましたが、議案書の標記は切り捨てとなるため9年となります。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決
定について、承認とします。

続きまして、日程第10 議第22号 農用地利用集積等促進計
画（案）について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 今回は1件についての上程です。
書 記 (認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付予定作目、
使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)
以上、1件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画（案）について、承認とします。

続きますして、日程第 1 1 議第 2 3 号 農用地利用集積等促進計画 [権利移転]（案）について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小 洞 今回は 2 件についての上程です。
書 記 (権利設定した土地、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者、移転先、移転する権利を説明)

以上、2 件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画 [権利移転]（案）について、承認とします。

議 長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第 3 回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 2 時 2 0 分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

白畑 功嗣 委員

田村 信彦 委員
